

## 「国家戦略特区における保険外併用療養の特例」の対象医療機関の選定について

- 「国家戦略特区における保険外併用療養の特例」の対象医療機関の選定については、2月12日に開催された先進医療会議において、4医療機関からの申請を「適」と判定したことを、2月18日に開催された中医協総会で報告した。
- その後、国立国際医療研究センター病院より、附帯意見への対応も勘案して、体制整備にさらなる対策が必要との理由から、本選定の辞退の申出があり、先進医療会議構成員にも了承された。

### ※ 【附帯意見】

- ・ 他施設に比べて治験の実施件数が少なく、医師数も少ない状況にあるが、今回の「国家戦略特区の特例の対象医療機関」に選定された場合、医療事故の発生等のリスクに対応するため、治験推進に向けた医療機関内の体制をどのように変えていくのか明らかにされたい。
- ・ 「国家戦略特区の特例の対象医療機関」に選定され、リソースを治験や臨床研究に割くことになった場合、既存の診療体制に影響が生じることが懸念される。地域医療の中で果たしている日常診療上の役割がどのように変化するのか、また、医療機関として診療・研究の両面でどういった疾患領域や分野に特化していくのか、明らかにされたい。